

コーポレート・ガバナンス報告書

2026年3月19日

株式会社北王GROUP

代表取締役社長 黒田 英則

問合せ先： 常務取締役 古瀬 伸幸 03-3913-8400

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、経営の効率化を図るとともに、経営の健全性、透明性及びコンプライアンスを高めていくことが長期的に企業価値を向上させていくと考えており、また、株主をはじめとした多くのステークホルダーへの利益還元につながるものと考えております。そのため、当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、企業価値を継続的に高めていくために不可欠な経営統治機能と位置づけており、当社を取り巻く株主、顧客、従業員、取引先等の信頼を得られるよう、迅速かつ適正な意思決定を図り、取締役に対する監視・チェック機能を強化し、コンプライアンス及びリスク管理の徹底を図ることで、コーポレート・ガバナンスのさらなる充実に取り組んでおります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
古瀬 一英	83,170	42.6
古瀬 伸子	48,962	25.1
古瀬 健二	24,206	12.4
古瀬 伸幸	24,000	12.3
黒田 英則	9,980	5.1
三井物産流通グループ株式会社	2,000	1.0
小島 仁	1,330	0.7
及川 幸雄	798	0.4
鈴木 正巳	798	0.4

支配株主名	古瀬 一英、古瀬 伸子、古瀬 健二、古瀬 伸幸
-------	-------------------------

補足説明

単独で50%超の保有の方はいませんが、同族では超えるものです。

3. 企業属性

上場予定市場区分	TOKYO PRO Market
決算期	10月
業種	陸運業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は、支配株主との取引が発生する場合には、当該取引条件を一般の取引条件と同等の条件に照らし合わせて決定し、かつ、公正で適切な取引関係の維持に努めることにより、少数株主の利益を害することのないように対応いたします。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	9名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	代表取締役社長
取締役の人数	5名
社外取締役の選任状況	選任していない
社外取締役の人数	0名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0名

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置していない
定款上の監査役の員数	3名
監査役の人数	2名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、内部監査担当及び監査法人との意見交換や聴取等によって、監査の方法や結果について情報共有を図り効率的な監査の実施に努めております。また、内部監査人は監査結果を代表取締役及び監査役に報告しており、監査法人とも情報交換を実施し実効性の高い監査を実施しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	1名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	0名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
大秦 進	他の会社の出身者													

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
大秦 進	-	-	長年にわたり株式会社ヤマサンの経営に携わり、食品流通およびEコマース分野において豊富な経

			<p>験と知見を有しております。当社がパブリックカンパニーとして新たな段階へ移行するにあたり、第三者の立場から企業統治に関する助言および監督機能を発揮いただくことを期待し、社外監査役として選任しております。</p>
--	--	--	---

【独立役員関係】

独立役員の数	0名
--------	----

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
------	---------------

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	なし
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

<p>取締役の報酬については、株主総会で承認された限度額の範囲内で、取締役会で一任された代表取締役会長が各取締役の職務内容及び業績等を勘案の上決定しておりますが、今後は取締役会による関与を高めるなど、報酬決定プロセスの透明性・客観性の向上について検討してまいります。</p>

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

<p>当社は、現在社外監査役をサポートする専任の人員は配置しておりませんが、管理部にて重要会議についての事前の資料配布等、重要な経営判断に際して社外監査役が十分な検討ができるようにサポートしてまいります。</p>
--

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

<p>(1) 取締役会 当社の取締役会は、5名の取締役で構成されております。原則として毎月1回定時取締役会を開催</p>
--

する他、必要に応じて臨時取締役会を開催しており、法令、定款及び取締役会規程等に定められた事項の審議・決定、経営及び業務執行に関する重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況を監督・監視をしております。

(2) 監査役
 当社は監査役制度を採用しており、2名の監査役により構成されております。監査役は、監査役規程に基づき、策定した監査計画に従い、取締役会への出席のほか、資料の閲覧、重要な会議等への出席、関係者へのヒアリング等を行うことにより取締役の業務執行状況を適正に監査しております。また、内部監査担当及び監査法人との連携により、監査の方法や結果について情報共有を図り効果的かつ効率的な監査の実施に努めております。監査役は取締役会に出席し、取締役の職務の執行状況を監視するとともに、適宜必要な意見を述べております。

(3) 会計監査
 当社は、監査法人 Innovation と監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき監査を受けております。なお、2025年10月期において監査を執行した公認会計士は橋本剛氏、森川真氏の2名であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。また、当該監査業務にかかる補助者は公認会計士7名、その他3名であります。なお当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

(4) 内部監査
 当社は、内部管理体制強化のために、代表取締役社長が指名した内部監査人（担当者3名）を配置しております。内部監査人は、当社の定める「内部監査規程」に基づき当社の業務運営と財産管理の実態を調査し、諸法令、定款及び諸規程集の準拠性を確認するという観点から当社グループ会社の全部門を対象に監査を実施しております。監査結果は代表取締役社長及び監査役に報告され、業務活動の改善及び適切な運営を資するよう勧告、助言等を行っております。また、必要に応じて監査法人と連携を図ることで、より実効性の高い監査を実施しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、事業内容及び会社規模等に鑑み、業務執行機能と牽制・監査機能を効率的に発揮する観点から上記のような体制を選択しております。会社法に基づく機関として、株主総会、取締役会、監査役を設置しており、重要な経営判断と業務執行の監督を担う取締役会と、取締役から独立した監査役により、経営に対する牽制・監督機能を図る体制としております。

Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主が株主総会議案の検討を十分に行えるよう、株主総会招集通知の早期発送（開催日の2週間前より前）に努めてまいります。
集中日を回避した	当社の決算は10月であり、株主総会を1月に開催していることから、集中日

株主総会の設定	を回避できていると考えております。
電磁的方法による議決権の行使	今後検討すべき課題であると認識しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後検討すべき課題であると認識しております。
招集通知(要約)の英文での提供	上場後の株主の状況に鑑み、検討してまいります。

2. IRに関する活動状況

	補足説明
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	今後検討すべき課題であると認識しております。
アナリスト・機関投資家等の特定投資家向けに定期的説明会を実施	今後検討すべき課題であると認識しております。
海外投資家向けに定期的説明会を開催	上場後の株主の状況に鑑み、検討してまいります。
IR 資料をホームページ掲載	決算情報、決算情報以外の適時開示資料、株主総会の招集通知、発行者情報、コーポレート・ガバナンスの状況等を当社ホームページに掲載する予定であります。
IR に関する部署(担当者)の設置	管理部を IR 担当部署として、投資家の皆様への事業情報の迅速な伝達と、当社の事業内容・事業活動についてご理解をいただくことに努めてまいります。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR 活動等の実施	当社は、国連が提唱する「持続可能な開発目標 (SDGs)」に賛同し、持続可能な社会の実現に貢献することを宣言しております。
ステークホルダーに対する情報提供	すべての投資家に対して公平な情報開示に努めるとともに、当社ホームページを通じて、ステークホルダーに対する積極的な情報開示に努めてまいります。

に係る方針等の策定	
-----------	--

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法上の大会社に該当しないため、法令上内部統制システムの整備に関する取締役会決議を行っていませんが、内部統制システムの構築は重要な課題と認識しており、内部統制全般の整備及び運用の充実を目指しております。現状においても、当社の企業規模に対応した、適切で有効な内部統制機能を確保しているものと考えております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
 当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係を一切持たないこととしており、適切かつ健全な企業活動を遂行するために「反社会的勢力排除に関する基本方針」を定め、社内で周知しております。

(2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況
 当社は、「反社会的勢力対策規程」を定め、反社会的勢力との取引を含めた一切の関係遮断を行うための体制整備及びその他事項について定めております。また、反社会的勢力に関する調査の具体的な実施手順を定めた「反社チェック実施要領」を制定しており、今後役員及び全従業員を対象とした反社会的勢力への対応に関する研修も定期的にも実施する方針です。

V. その他

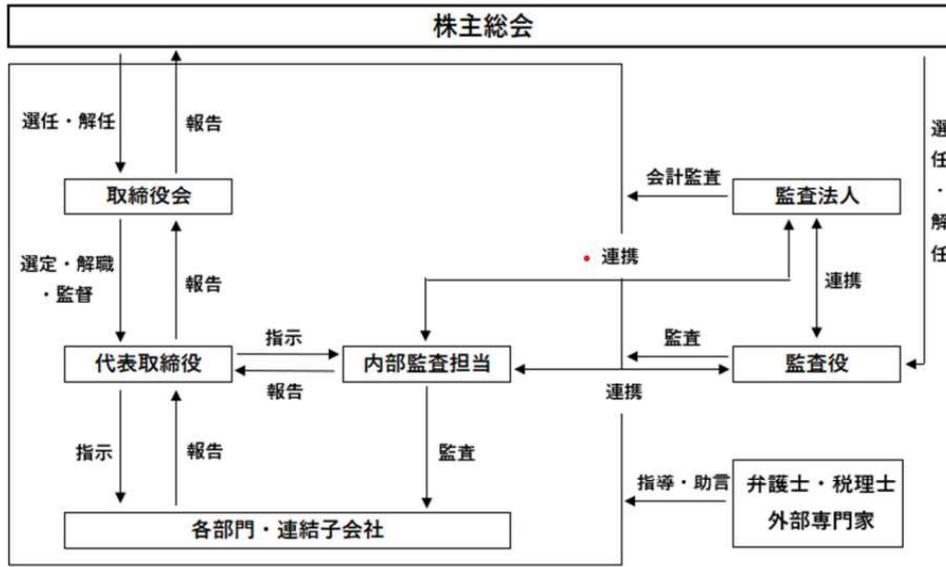
1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし
---------	----

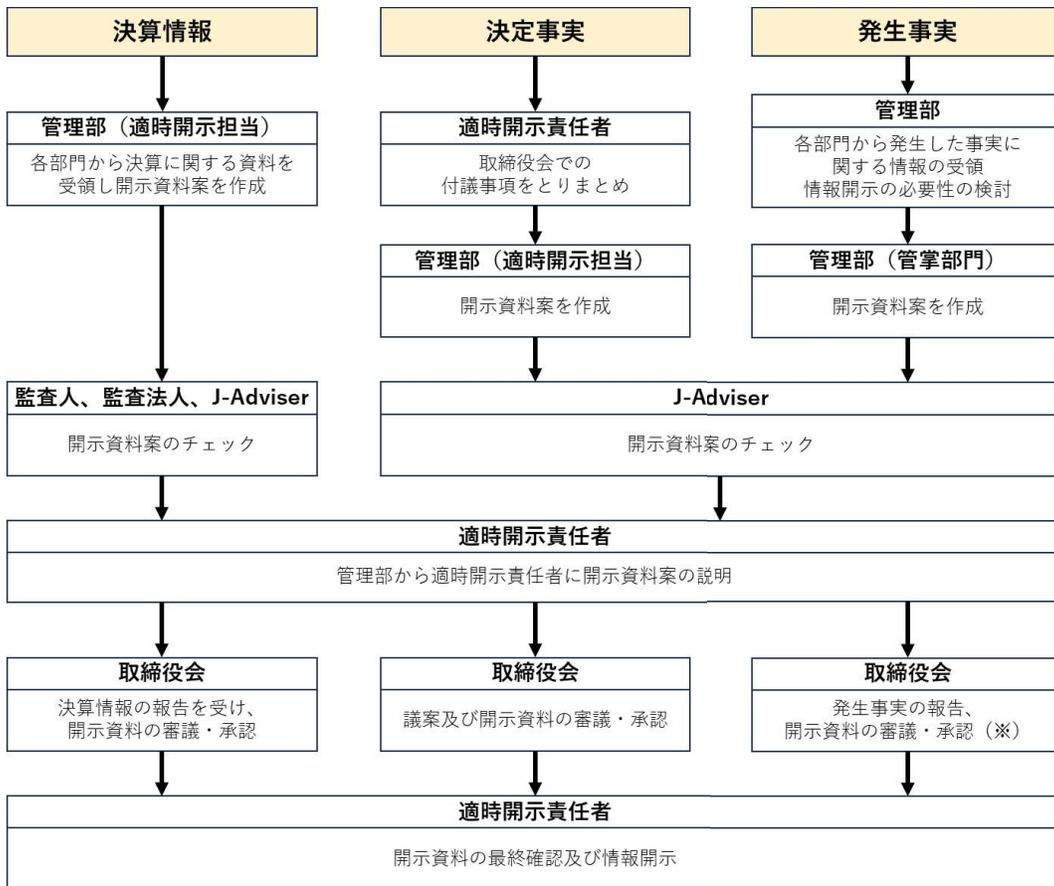
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社のコーポレート・ガバナンス体制及び適時開示手続きに関するフローの模式図は次のとおりであります。

【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要（模式図）】



(※) 緊急に開示すべき事実が発生した場合には、代表取締役の承認を得て速やかに開示し、取締役会には開示資料を回付

以上